

2026年6月17日公示の再公示です。再公示にあたり、業務内容の一部及び格付について見直しを行いました。

公 示 日：2026年7月8日（水）

調達管理番号：26a00354

国 名：モンゴル国

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名：モンゴル国市場志向型農業推進プロジェクト（MON-SHEP）（業務調整）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担 当 業 務：業務調整
- （2）格 付：4号
- （3）業 務 の 種 類：専門家業務
- （4）在 勤 地：ウランバートル市
- （5）契約履行期間：2026年9月上旬から2028年12月中旬
- （6）渡 航 期 間：2026年11月下旬から2028年11月下旬予定
- （7）業務量の目途：24人月

2. 業務の背景

モンゴルにおいて農牧業はGDPの約11%、労働人口の約3割を占める基幹産業であり、産業多角化と安定的経済成長の観点からその重要性は高い。一方で、厳しい気候条件等により生鮮野菜の生産が制約され、特に野菜については現在も相当程度を輸入に依存している。

こうした状況の下、新型コロナウイルス感染拡大や国際情勢の変化により、輸入依存に伴う価格高騰や供給不安が顕在化し、食料安全保障が喫緊の課題として再認識された。これを受け、モンゴル政府は「食料供給・安全保障全国運動」や国家大会

議決議第 36 号を通じて、主要農産物の自給率向上（野菜を含め 100%）を政策目標として掲げている。

これらの目標達成には、野菜生産の担い手である中小園芸農家の生産・販売能力の強化が不可欠であるが、現状では従来型の生産中心の農業が主流であり、市場ニーズに基づく農業（市場志向型農業）への転換が十分に進んでいない。

このため、本プロジェクトは、JICA が提唱する SHEP（市場志向型農業振興）アプローチを導入し、中小園芸農家及び農業普及体制の能力強化を通じて、市場志向型農業を推進する仕組みの確立を図るものである。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、業務調整としてチーフアドバイザーを補佐しつつ、他の専門家や関係機関（カウンターパート、他専門家、JICA 本部及び事務所等）との連携のもと、以下に示す 4 つの成果を達成することで、プロジェクト目標である「国産野菜生産の促進に資する、市場志向型農業推進のための効果的な仕組みの確立」を目指す。

成果 1 地域の特性に応じた SHEP アプローチの実施体制が確立する。

成果 2 SHEP アプローチを実施するための農業担当職員と関係機関の実施者の能力が向上する。

成果 3 対象農家に対して SHEP アプローチに基づく技術指導が実施される。

成果 4 市場志向型農業推進のための普及戦略案が策定、提示される。

4. 業務の内容

本プロジェクトは 6. (1) ②に示す長期派遣専門家 2 名及び、必要に応じて短期専門家による体制で行うことが想定されている。

本専門家は、主に以下の役割を担う。ただし、特に 2 名の長期派遣専門家間で相互に補完し、業務・成果品の質の担保を行うような体制とすることが望ましい。

- ① チーフアドバイザーの行う運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画(実施計画、年間計画)のとりまとめを行う。
- ② 年間計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画)の進捗状況の管理を行う。
- ③ 短期専門家の TOR 作成や受け入れのための準備、活動支援を行う。

- ④ 合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画（インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境）の把握を行う。
- ⑤ 提出する報告書の作成にあたり、チーフアドバイザーを補佐する。
- ⑥ 各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。
- ⑦ プロジェクトの専門家の行う技術移転に関する計画立案に関し、協議を行い、実施について支援する。
- ⑧ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、チーフアドバイザーと連携し、その解決にあたる。
- ⑨ 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。¹
- ⑩ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- ⑪ 年次計画の進行に支障となる事項（機材通関、C/P の配置、相手国の予算等）に常時注意を払い、問題が生じた場合には、チーフアドバイザーと相談しつつ、相手国、日本大使館、JICA 事務所等と十分に協議し、その打開策を見つけて出すとともにその解決の促進を図る。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	C/P、専門家等との円滑な協働体制を構築するための具体的な取組み方針	⑧

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	業務調整に関する各種業務
語学の種類	英語

¹ プロジェクト活動の円滑な実施および効率化に向けて、関係者間での連携・調整を図るために考えられる工夫、業務調整としての取組み姿勢、課題解決法について、これまでの業務・活動経験を踏まえ、プロポーザルで提案してください。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ² (プロジェクト長期専門家分をまとめて1つのワーク・プランに取りまとめる。)	2027年1月末	経済開発部(CCモンゴル事務所)	－	日本語	電子データ
		C/P機関	－	日本語(プロジェクトにてモンゴル語訳)	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと ³	国際協力調達部(CC:経済開発部)	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 (CC:経済開発部、モンゴル事務所)	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	経済開発部(CC:国際協力調達部、モンゴル事務所)	－	日本語	電子データ
事業完了報告書(担当業務部分)	プロジェクト完了時(完了3カ月前に第一案を作成)	経済開発部、モンゴル事務所、C/P機関	－	日本語	電子データ

※上記の他、チーフアドバイザーによる月次での各種活動報告書(月報)の作成、経済開発部・モンゴル事務所への送付を支援する。

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

² 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

³ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

現地渡航は 11 月下旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア) チーフアドバイザー／市場志向型農業

イ) 業務調整

ア) は別途、業務実施契約（現地滞在型）にて派遣予定

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ モニタリングシート
- ・ 運営指導調査報告書
- ・ 短期専門家（農業経営）活動報告書

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年7月22日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年7月31日 まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年8月6日 10時～11時30分
4	評価結果の通知	2026年8月18日 まで

8. 応募条件等

（１） 参加資格のない者等：モンゴル国持続可能な食料システムの構築に向けた市場志向型中小規模園芸農家支援プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）（調達管理番号：23a000194）の受注者（アイ・シー・ネット株式会社）及び同業務の業務従事者

（２） 家 族 帯 同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用

については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 30 点 |
| ② 語学力 | 5 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 5 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,069,000	1,217,000
	個人	823,000	971,000

② 教育費：

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		525,400	557,700

③ 住居費：1,800 ドル／月

④ 航空賃（往復）：366,310 円／人

（２） 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：プロジェクト車両によりプロジェクトが手配予定
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし（プロジェクト車両あり）
- エ) 通 訳 備 上：なし（プロジェクトにおいて雇用済み）
- オ) 執務スペースの提供：C/P 機関内における執務スペース提供（ネット環境整備済み）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（３） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４） 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA モンゴル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱

うことが求められます。

(5) その他留意事項

派遣前業務を委嘱する可能性があります。

以上

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： モンゴル国（モンゴル）

案件名： 市場志向型農業推進プロジェクト（MON-SHEP）

The Project for Promoting the Market-oriented Agriculture (MON-SHEP)

2. 事業の背景と必要性

（１）モンゴルの農業分野の現状・課題と本事業の位置付け

モンゴルの農牧業は、鉱業に次いで GDP の約 11%（2022 年）⁴を占め、労働人口の約 3 割が従事する同国の基幹産業である。昨今、鉱物価格下落や新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け鈍化していた経済成長率は回復しつつあるが、鉱物資源の輸出に大きく依存する同国経済の安定的な発展には、農業振興を通じた同国の産業多角化が期待されている。しかし同国は厳冬期が長く生鮮野菜の栽培可能な時期が限られており、ジャガイモ以外の生鮮野菜の 38.5%⁵を中国等からの輸入に依存している。そのため食肉や乳製品、小麦やジャガイモの自給率はほぼ 100%を達成出来ているのとは対照的に、野菜の自給率は長年低迷している⁶。野菜栽培は、伝統的な露地栽培による農法が中心であり、その収量や栽培可能な野菜の種類も限定的である⁷。

こうした課題に対応するため、モンゴル政府は「食糧・農業に関する国家政策（2016～2025 年）」を策定し、野菜については 2020 年迄に自給率を 70%、2025 年迄に 100%を目指すとした。また、新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ危機により、同国内で輸入に依存する野菜の価格高騰や品切れ発生等、食料供給システムの脆弱性が露呈し、食料安全保障が喫緊の課題として改めて認識されたことにより、2022 年 5 月にはフレルスフ大統領が今後 5 年間で野菜を含む主要農産物 19 品目の自給率 100%を目指す「食料供給・安全保障全国運動」を表明した。これを受け、同国議会である国家大会議は同年 6 月、食料供給・安全保障確立に向けた「第 36 号決議」を採択し、耕作面積（無加温及び加温のハウス栽培を含む）拡大や農産物生産強化等、具体的取組みを発表した。同決議が掲げる目標実現には、野菜栽培の大半を占める中小園芸農家に対し、市場志向型農業による野菜生産・販売拡大を通じた育成及び所得向上が不可欠である。

2021 年度に JICA が実施する市場志向型農業振興の普及手法である「SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）課題別研修」に同国政府の

⁴ National Statistic Office of Mongolia (2022)

⁵ Office of the President of Mongolia (2022)

⁶ 要請案件調査票

⁷ Asian Development Bank (2020)

行政官 2 人がオンラインで参加した⁸。その後、研修受講者が中心となって SHEP アプローチを同国内に紹介し、一部の県では既に農業担当職員や野菜生産農家向けに SHEP 研修が実施されている。こうした取組みを踏まえて、同国政府は本格的に SHEP アプローチを導入すべく、中小園芸農家を対象にした技術協力「市場志向型農業推進プロジェクト」（以下、「本事業」という）の実施を、我が国政府に対し要請した。

（２） 農業分野に対する日本、JICA の協力方針等と本事業の位置付け

日本の対モンゴル国別開発協力方針（2017 年）では、「持続可能な経済成長の実現と社会の安定的発展」の基本方針（大目標）の下、三つの重点分野（中目標）を特定している。重点分野「環境と調和した均衡ある経済成長の実現」における開発課題が「産業多角化の推進と地域開発戦略の強化」である。本事業は、市場のニーズに基づき、輸入代替作物となる野菜生産を自ら考えて生産・販売できる中小園芸農家を育成することを目的としており、この協力方針と一致する。また、JICA 国別分析ペーパー（2023 年 1 月）では、農牧業を「モンゴル政府が挙げる農畜産物の自給率向上と輸出国となる」という目標の実現に向けて、市場志向型農業の実施体制確立の支援を継続すると位置付けており、本事業は当該分析に一致する。

JICA の課題別事業戦略（グローバルアジェンダ）「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」では、SHEP アプローチによる中小規模農家の市場志向型農業振興に重点的に取り組むことが明記されており、本事業はこの方針にも一致する。さらに、農家の所得向上や食料安全保障に資することが期待でき、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及びゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に寄与する。

（３） 他の援助機関の対応

- ・ スイス開発協力庁（SDC）は、「包摂的・持続的な野菜生産販売（通称 MON VEGI）」プロジェクト（2016 年～2023 年）」を実施中であり、セレンゲ、ダルハンオール、トゥブの各県に普及センターを設置して園芸農家や生産者組合の能力強化を、ウランバートル市で二次販売組合の結成・販売強化、NGO の種子生産等を支援しており、地域的には MON-SHEP の対象地域と被るため、組合及び NGO との連携を検討する。
- ・ アジア開発銀行（ADB）は、「生活改善のためのコミュニティ野菜農業経営プロジェクト（2017 年～2022 年）」で、トゥブ、ダルハンオール、セレンゲ、ウ

⁸ 食糧・農牧業・軽工業省（MOFALI）と農牧業軽工業研究・開発センター（R&Dセンター）の他、オブザーバーとして NGO やコンサルタントなど 4 人が参加した。

ブスの各県で園芸農家の組織化支援と温室や貯蔵庫、販売所の供与を通じた支援を行った他、「野菜生産・灌漑（かんがい）農業開発（2020 年～2026 年）」で灌漑整備や温室設置の支援に取り組んでいる。今後、ADB は「農村開発プロジェクトフェーズ II」を実施予定であり、農家に対する商業銀行からの融資支援やアグリビジネス分野の企業やラボの能力強化を計画している。従って、商業銀行からの融資支援を MON-SHEP の対象農家に与える調整・協力を促進する。

- ・ 国際農業開発基金（IFAD）は、「市場と牧草地の管理開発プロジェクト」（2011 年～2023 年）の後継案件となる追加借款を準備中である。IFAD と JICA は SHEP アプローチの連携・協調で合意しており、その一環として後継案件の研修活動での連携が見込まれる。
- ・ 国連食糧農業機関（FAO）は、欧州連合（EU）、国連工業開発機関（UNIDO）との連携・協力を通じて、「持続可能なフードバリューチェーン知識プラットフォーム」（2016 年～2020 年）で野菜を含む農牧分野のバリューチェーンでの雇用創出支援に取り組んだ。また、FAO は USAID と共同で「モンゴルの経済多様化を支援するための野菜の生産と市場アクセスの強化プロジェクト」を実施予定であり、2023 年 7 月に食料・農牧業・軽工業省（MOFALI）と合意文書を締結した。そのため、MON-SHEP の活動で対応しきれない市場アクセスの強化に関し、本案件との連携を積極的に検討し MON-SHEP の成果向上を推進する。

3. 事業概要

（1） 事業目的

本事業は、対象地域の特性に応じた SHEP アプローチに基づく一連の活動を通じて、家族農業を営む中小園芸農家と農業担当地方自治体職員の能力強化と野菜生産拡大に資する市場志向型農業推進の効果的な仕組みの確立を図り、もって野菜の食料供給・安全保障強化に寄与するものである。

（2） プロジェクトサイト・対象地域名

- ① ウランバートル（UB）市、②セレンゲ県、③ダルハンオール県、④ドンドゴビ県、

- ⑤ウブルハンガイ県、⑥トゥブ県、⑦ザブハン県

なお、対象地域 7 市・県における内訳は、ベースライン調査時に特定し明記する。

（3） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： 中小園芸農家（家族農業を含む）約 2,000 人、農業担当地方自治

- 体職員約 120 人、
関係機関所属のマスタートレーナー・トレーナー約 30 人
最終受益者：モンゴル国内の一般消費者
- (4) 総事業費（日本側）3 億 4 千万円
- (5) 事業実施期間
2024 年 12 月～2028 年 11 月を予定（計 48 カ月）
（※2024 年 7 月～11 月に準備活動を実施（ベースライン調査の準備等））。
- (6) 事業実施体制
責任機関：食料・農牧業・軽工業省（Ministry of Food, Agriculture and Light Industry: MOFALI）
食料農牧・軽工業研究・開発センター（Research and Development Center for Food, Agriculture and Light Industry : R&D センター）
実施機関：対象市・県の食料農牧局
プロジェクトマネジメントを担う合同調整委員会（JCC）に加えて、MOFALI 担当局と対象県・市の農業担当地方自治体職員からなるワーキンググループを設置し、対象県・市における活動の進捗状況や成果・課題の共有を行う。
- (7) 投入（インプット）
- 1) 日本側
- ① 専門家派遣
- 1) チーフアドバイザー／市場志向型農業
 - 2) 研修計画・管理／業務調整
 - 3) 園芸作物
 - 4) 温室栽培技術
 - 5) その他必要に応じて派遣
- ② 研修員受け入れ
本邦研修（SHEP 国別研修と SHEP 課題別研修）と SHEP 第三国研修
- ③ 機材供与
車両と事務機器等プロジェクト活動に必要な資機材
また、対象地域と協力相手が複数のため、以下のとおりモンゴルの農業分野に精通しているモンゴル人の方をプロジェクト経費で備上する。
- ④ 現地技術支援要員
- 2) モンゴル側
- ① カウンターパート（C/P）の配置
・ プロジェクトダイレクター

- ・ サブプロジェクトダイレクター
- ・ プロジェクトマネージャー
- ・ MOFALI 農業政策実施調整局職員
- ・ R&D センター イノベーション普及課職員
- ・ 対象市と県の食料農牧局農業担当職員

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

- ・ プロジェクト事務所：R&D センター事務所内の執務室
- ・ プロジェクト活動経費：研修実施経費、C/P 人件費、旅費等

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・ JICA 技術協力「学校給食導入支援プロジェクト」(2021 年～2025 年)：UB 市とウブルハンガイ県、ドンドゴビ県を対象にしていることから、各対象地の野菜生産・販売強化の面で情報共有を相互に行い、連携・協力する。
- ・ JICA 草の根技術協力事業「玉ねぎの品種改良による新ブランドの確立とフードバリューチェーンの構築」(2020 年～2025 年)：トゥブ県（過去の協力ではウブルハンガイ県）を対象にしており、連携・協力を通じて玉ねぎを中心とした野菜生産・販売強化の他、周辺農家の能力強化を支援する。
- ・ JICA 技術協力「農牧業バリューチェーンマスタープランプロジェクト」(2020 年～2024 年)：本事業の監督機関 MOFALI や R&D センターと連携・協力してプロジェクトを実施しているため、両機関との協働や野菜生産に関するパイロット事業から得られた教訓を本事業に活かす。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

他ドナーの支援プロジェクトとの連携・協力を通じて、相乗効果が期待できる。具体的には、SDC が 3 県で設立した普及センターや UB 市の二次販売組合との連携・協力のほか、ADB が支援する灌漑整備地域の対象農家や生産組合の能力強化、IFAD が支援・建設した貯蔵庫の活用やプロジェクト職員と関係者に対する SHEP アプローチに関する研修の実施などである。このほか本事業の成果 4 で、事業の成果や課題、好事例について関係機関と共有し、また市場志向型農業推進のための普及戦略の策定に協力を呼びかけ、各機関との意見交換・協議を通じて、同戦略を最終化する計画である。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：用地取得・住民移転は想定されず、環境面における大きな影響は想定されない。「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）によれば、環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】GI（S）（ジェンダー活動統合案件）

＜分類理由＞ 野菜栽培には男女とも従事するが、研修参加や収入の取り纏め・使用管理は女性が行っている等、調査にて女性が重要な役割を担っているという情報を得た。それに対し、ジェンダーの視点に立ったベースライン調査を実施し、その結果を反映した SHEP アプローチに基づく活動計画を策定し、技術指導における女性農業者の割合を指標として設定するため。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

野菜の食料供給・安全保障強化に向け、市場志向型農業がモンゴルで広く実施される。

指標と目標値⁹は以下のとおり。

指標1 SHEP アプローチがX県で実施される。

指標2 SHEP アプローチを導入する農家がX人以上に達する。

指標3 SHEP アプローチを指導できる農業担当者を含む実施者がX人以上に達する。

(2) プロジェクト目標

国産野菜生産の促進に資する、市場志向型農業推進のための効果的な仕組みが確立される。

指標と目標値は以下のとおり。

⁹ 上位目標とプロジェクト目標の指標の目標値（X）に関しては、プロジェクト開始後6カ月を目途に設定する。

指標 1 SHEP アプローチに基づく市場志向型農業推進のためのガイドラインを含む普及戦略案がモンゴル政府に受理される。

指標 2 対象農家の野菜生産からの所得が平均 X%以上増加する。

(3) 成果

成果 1 地域の特性に応じた SHEP アプローチの実施体制が確立する。

成果 2 SHEP アプローチを実施するための農業担当職員と関係機関の実施者の能力が向上する。

成果 3 対象農家に対して SHEP アプローチに基づく技術指導が実施される。

成果 4 市場志向型農業推進のための普及戦略案が策定、提示される。

(4) 活動

成果 1 に関連する活動：(地域の特性に応じた SHEP アプローチの実施体制が確立する)

活動 1-1：対象郡・区を選定する

活動 1-2：対象地域の野菜農家やサプライチェーン、技術指導、ジェンダーの現状を把握するために、ベースライン調査を実施する

活動 1-3：ベースライン調査結果をもとに、各対象地での SHEP アプローチに基づく活動計画を策定する

活動 1-4：プロジェクト関係者（C/P とその他協力機関）と各機関の役割を明確にするためのワークショップを開催する

活動 1-5：プロジェクト運営のためのワーキンググループを設置する

活動 1-6：ワーキンググループの定例会を開催する

成果 2 に関連する活動：(SHEP アプローチを実施するための農業担当職員と関係機関の実施者の能力が向上する。)

活動 2-1：SHEP 指導者研修（TOT）と農家向け研修のプログラムと教材を開発する

活動 2-2：普及教材（技術指導教材）を開発する

活動 2-3：農業担当職員を含む SHEP 実施者（注 2）に対する TOT を実施する

活動 2-4：SHEP 実施者に対する現場活動への支援を行う

活動 2-5：SHEP 実施者の能力強化度合いを測定する

活動 2-6：実施のレビューに基づき、TOT と農家向けの研修プログラムと教材を改訂して最終化する

成果 3 に関連する活動：（対象農家に対して SHEP アプローチに基づく技術指導が実施される）

活動 3-1：各対象地域の対象農家を選定する

活動 3-2：対象農家に対して SHEP 研修を実施する

活動 3-3：農家と関わるサプライチェーンのアクター間の連携強化ワークショップを行う

活動 3-4：ICT を用いた SHEP 活動のモニタリング手法を開発する

活動 3-5：SHEP アプローチに基づく活動をモニタリングする

活動 3-6：対象農家の変化を測定するために、エンドライン調査を行う

活動 3-7：SHEP アプローチに基づく好事例を収集・取りまとめる

成果 4 に関連する活動：（市場志向型農業推進のための普及戦略案が策定、提示される）

活動 4-1：SHEP アプローチ実施ガイドライン案を作成する

活動 4-2：対象県・市で SHEP アプローチ実施ガイドラインと好事例に関する共有ワークショップを開催する

活動 4-3：SHEP アプローチに基づいた市場志向型農業の普及戦略案（人員・予算・活動計画）を作成する

活動 4-4：関係機関（注 3）との協議を通じて、普及戦略を最終化する

活動 4-5：21 県とウランバートル市 9 区の農業担当職員に対して、SHEP アプローチの成果、普及戦略に関する共有ワークショップを開催する

活動 4-6：援助機関、大学、研究所、NGO、企業に対して、SHEP アプローチの成果、普及戦略に関する共有ワークショップを開催する

活動 4-7：SHEP アプローチに基づく市場志向型農業の普及戦略を大統領府と MOFALI へ提出する

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

- ・ 特になし。

（2）外部条件

【プロジェクト目標から上位目標に至るための外部条件】

- ・ モンゴル政府の食料安全保障政策や野菜生産政策が大幅に変更されない。
- ・ 甚大な自然災害または景気悪化や物価下落が発生しない。

【成果からプロジェクト目標に至るための外部条件】

- ・ モンゴル政府の食料安全保障政策や野菜生産政策が大幅に変更されない

い。

- ・ C/P の頻繁な異動や離職が発生しない。

【活動から成果に至るための外部条件】

- ・ 天候不順や寒雪害などの被害が起きない。
- ・ プロジェクトから研修を受けた C/P の頻繁な異動や離職が発生しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

モンゴルの自由経済・民主化移行後、公的な農業普及を担ってきたのは 1996 年にアジア開発銀行の融資で設立された国家農業普及センター（National Agricultural Extension Center: NAEC、現在の R&D センター）である。NAEC に対しては、多くの援助機関が支援し、JICA も技術協力 2 件、つまり「複合農牧業経営モデル構築支援プロジェクト」（2006 年～2009 年）と「複合農牧業経営モデル普及システム強化プロジェクト」（2010 年～2013 年）を通じて国、県、郡の農業普及員への研修・人材育成のほか、農牧民の能力強化に貢献した¹⁰。しかし援助機関の支援の終了とともに、各種活動の予算措置がなくなり研修などの活動も大幅に縮小された。MOFALI をはじめ関係者は、援助機関の支援プロジェクトの終了後を見据えて、持続性を担保する仕組みが十分整備されなかったことに起因していると指摘した。

本事業では、上記類似案件からの教訓を踏まえ、プロジェクト効果が持続するよう、実施機関の他野菜生産・販売支援を行う他ドナーや NGO、モンゴル商工会議所（MNCCI）、業界団体、民間企業と連携・協力して、市場志向型農業推進のための普及戦略案を策定する。同時にこの普及戦略を、MOFALI と大統領府へ提示する。また本事業実施中に、SHEP アプローチに基づく市場志向型農業の成果や課題をはじめ、第 36 号決議への貢献について、各種広報活動や SHEP 研修、ワークショップの実施などを通じて、広くモンゴルの国民や関係機関に対して情報発信し、情報共有に取り組む。更に、大統領府は本事業の合同調整委員会にオブザーバー参加予定であり、これらを通じ本事業の食料供給・安全保障政策への貢献の明確化や予算措置の担保が期待される。

7. 評価結果

本事業は、モンゴルの農業、特に野菜生産分野や食料安全保障の課題や政策、日本と JICA の開発協力量針に合致する。また、市場志向型農業推進のための効果的な仕組みの確立を通じて、野菜生産の促進に資するものであり、SDGs ゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及びゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」にも寄与する。したがって、事業の実施の必要性和妥当性は共に高い。

¹⁰ 一般財団法人 国際開発機構（2021）

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 ヶ月以内 ベースライン調査

事業完了前 6 ヶ月以内 エンドライン調査

事業完了 3 年後 事後評価